平成２１年（フ）第２９７号
宮崎県日南市大字平野8338番地
破産者　合資会社若吉建設
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２３号
宮崎県都城市千町5236番地
破産者　株式会社島本工務店
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１０４号
北海道白老郡白老町字竹浦110番地85、前住所北海道釧路市中園町７番３号　ひだフラット５号
破産者　小野寺清隆
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第９号
熊本県荒尾市金山1125番地３
破産者　尾上　　貢
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第２号
石川県鳳珠郡能登町字宇出津ム字45番地６
破産者　酒谷　秀男
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所輪島支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２２年（フ）第１６１３号
広島県安芸郡府中町城ヶ丘25番１号
破産者　島岡　健治
1　破産債権の届出期間　平成23年２月７日まで
2　一般調査期日　平成23年３月１日午後３時
平成23年１月６日
広島地方裁判所民事第４部

債権者集会招集

平成２２年（フ）第４７８７号
京都府八幡市八幡長谷60番地の８
破産者　畑瀬　和久
1　期日　平成23年２月22日午後２時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年１月５日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第３０３４号
大阪市港区南市岡３丁目２番６号
清算株式会社　株式会社ハイアットコーポレーション
代表清算人　永田　幸子
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２３号
栃木県那須烏山市田野倉817番地
清算株式会社　中山産業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（ヒ）第３０１２号
大阪市東住吉区矢田３丁目６番４号
清算株式会社　オーエヌ信用株式会社
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第３０１６号
大阪市住吉区長居東４丁目11番４号
清算株式会社　株式会社富士エステートコーポレーション
1　決定年月日　平成23年１月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

平成２２年（再）第３３号
大阪市西区川口３丁目７番29号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区本町橋８番３号
再生債務者　唐木栄研株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪府東大阪市鴻池本町６番27号　加島・田中法律事務所　弁護士　田中　稔子
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成22年12月28日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第２１号
大阪府堺市堺区中瓦町１丁４番８号
再生債務者　河中興業株式会社
1　決議に付する再生計画案　平成22年12月14日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成23年２月15日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成23年２月４日
平成22年12月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第２２号
大阪府堺市堺区五月町１番24号
再生債務者　河中　勝利
1　決議に付する再生計画案　平成22年12月14日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成23年２月15日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成23年２月４日
平成22年12月28日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再）第２３号
大阪府堺市堺区中瓦町１丁４番８号
再生債務者　河中　加代
1　決議に付する再生計画案　平成22年12月14日付け再生債務者提出の再生計画案
2　債権者集会
⑴　期日　平成23年２月15日午後１時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
3　議決権不統一行使の通知期限　平成23年２月４日
平成22年12月28日
大阪地方裁判所第６民事部